



CCSBT-CC/1510/05

## Proposed Revision to the Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission

### 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレートの改定案

#### Introduction

##### はじめに

Each year Members are required to submit an annual report to the Compliance Committee (CC) and the Extended Commission (EC) in accordance with the agreed format outlined in the template of the annual report to the CC and EC<sup>1</sup>.

メンバーは、毎年、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に提出する年次報告書のテンプレート<sup>1</sup>に定められた合意済みの様式に従って、CC及びECに対して年次報告書を提出する必要がある。

#### Draft Proposed Revisions

##### 改定案

The Secretariat proposes that three areas of this template need to be revised. The proposed revisions are provided at **Attachment A**, and the reasons for these proposed revisions are noted below.

事務局は、テンプレートにおいて改定が必要な三つの分野について提案する。改定案は別紙 **A** のとおりであり、これらの改定の理由については以下に示した。

#### **Revision 1 (pp2 & 12 of the template)**

##### 改定1（テンプレートの2及び13ページ）

CCSBT 21 agreed a common definition of the Attributable SBT catch<sup>2</sup>, and agreed to, “Act in good faith to implement the common definition of attributable catch adopted at CCSBT21 as soon as practicable but not later than the 2018 quota year.” The text in section I(3) of the

<sup>1</sup> The reporting template can be found at the following link: 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能である。  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp\\_Annual\\_CC-EC\\_Reporting\\_Template.doc](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc)

<sup>2</sup> “A Member or CNM’s attributable catch against its national allocation is the total Southern Bluefin Tuna mortality resulting from fishing activities within its jurisdiction or control (except where a vessel is chartered to a person or entity of another Member or CNM, and if a catch is attributable to that Member or CNM) including, inter alia, mortality resulting from:

「「メンバー及びCNMの国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

• commercial fishing operations whether primarily targeting SBT or not; 商業的漁業操業（SBTを主な漁獲対象とするかどうかを問わない）

• releases and/or discards; 放流及び／又は投棄

• recreational fishing; 遊漁

• customary and/or traditional fishing; and 慣習的及び／又は伝統的漁業

• artisanal fishing.” 沿岸零細漁業」

current template refers to decisions made by CCSBT 20, and is now outdated. Therefore, the Secretariat has proposed amendments to this text to reflect the decisions made at CCSBT 21 instead. An ‘Attachment A’ has also been added to the template to facilitate easy access to the detail of CCSBT 21’s decision.

CCSBT 21 は、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義について合意するとともに、「CCSBT 21 において採択された帰属漁獲量の共通の定義について、可能な限り早く、かつ 2018 年の漁期年の前までに導入するべく誠実に対応すること」に合意した。現在のテンプレートにおけるセクション I (3) の文言は CCSBT 20 による決定を参照しており、既に古くなっている。このため、事務局は CCSBT 21 による決定を反映するために当該部分の文言を修正することを提案する。また、CCSBT 21 による決定の詳細を把握しやすくなるよう、「別紙 A」を追加した。

### **Revision 2 (pp5 & 13 of the template)**

#### **改定 2 (テンプレートの 5 及び 14 ページ)**

Paragraph 7 of the currently adopted amended CCSBT Authorised Vessel Resolution notes that:

現在採択されている改正 CCSBT 許可船舶決議の paragraph 7 は以下のとおり規定している：

*“7. The Members and Co-operating Non-members shall review their own internal actions and measures taken pursuant to paragraph 5, including punitive and sanction actions and in a manner consistent with domestic law as regards disclosure, report the results of the review to the Extended Commission at its 2005 meeting and annually thereafter.....”<sup>3</sup>.*

「メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含め paragraph 5 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、2005 年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。・・・」

However, to date no provision for the annual reporting noted in paragraph 7 has been made within the template. Therefore, the Secretariat has now inserted a new item into the template to reflect this requirement - II(1)(e). An ‘Attachment B’ has also been added to the template to provide the relevant paragraph details from the current CCSBT Authorised Vessel Resolution.

しかしながら、当該 paragraph 7 において記載された年次報告については、現時点ではテンプレート上に規定されていない。このため、事務局は、当該要件をテンプレートに反映するため、II (1) (e) として新たな項目を挿入した。また、現行の CCSBT 許可船舶決議の関連 paragraph を提示するため、テンプレートに「別紙 B」を追加した。

### **Revision 3 (p10 of the template)**

#### **改定 3 (テンプレートの 10 ページ)**

---

<sup>3</sup> Note that this paragraph 7 incorrectly refers to, “measures taken pursuant to paragraph 5”. It should instead read correctly as “measures taken pursuant to paragraph 6”. Please refer to the Secretariat’s paper CCSBT-CC/1510/11 for more details. この paragraph が参照している「paragraph 5 に従ってとられた措置」は正しくないことに留意されたい。正しくは「paragraph 6 に従ってとられた措置」として読み替えられる必要がある。詳細については文書 CCSBT-CC/1510/11 を参照されたい。

The Eleventh Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (ERSWG 11) requested that the Compliance Committee (CC) collate information from Members regarding the types of information they collect with respect to bycatch mitigation measures under their compliance programmes for SBT vessels (*e.g.* data collected from port inspections and other monitoring and surveillance programmes).

第11回生態学的関連種作業部会（ERSWG 11）は、遵守委員会（CC）に対し、SBT船舶に対する遵守プログラム（例えば港内検査及びその他の監視及び取締りプログラム）においてメンバーから得られる、混獲緩和措置に関して収集された類の情報を照合するよう要請した。

The Secretariat has inserted a new item - III(2)(d) - into the template to address this request from ERSWG 11.

事務局は、ERSWG 11による要請に対応するため、テンプレートにIII(2)(d)として新たな項目を挿入した。

# 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(CCSBT 2024 で修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・協力的非加盟国（以下 CNM）（すなわち、インドネシア、EU、南アフリカ及びフィリピン）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直前に終了した漁期の情報を提供すること。提出時点の漁期に関しても、既に当該漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される(CCSBT21 より以前には不要であると思われる)。

## 目次

I. MCS 改善事項のまとめ.....	2
(1) 今漁期に実現した改善事項.....	2
(2) 今後予定されている改善事項.....	2
II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め.....	2
(1) みなみまぐろ漁業.....	2
(2) SBT の曳航、いけすへの移動、いけす間の移動（蓄養のみ）.....	5
(3) SBT の転載（港及び洋上）.....	6
(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）.....	7
(5) SBT の輸出.....	7
(6) SBT の輸入.....	8
(7) SBT の市場.....	8
(8) その他.....	8
III. 追加の報告要件.....	9
(1) 実施している CDS 監査の種類及びカバー率.....	9
(2) 生態学的関連種.....	9
(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）.....	10

## I. MCS 改善事項のまとめ

### (1) 今漁期に実現した改善事項

今漁期に実施した MCS 改善事項の詳細を記入すること。

### (2) 今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。

### (3) 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」に関する共通の定義の導入

CCSBT 210 は、全ての死亡要因を SBT 漁獲量に含めることの重要性に鑑み、遵守委員会が 2014 年までに「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義について合意するとともに、この共通の定義を 2018 漁期年より前の可能な限り早い段階で導入を策定することに合意した。メンバーは、CCSBT 21 報告書パラグラフ 53 の表 1 (別紙 A のとおり) に明記された国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の導入に関する行動ポイントにかかる進捗状況を報告する必要がある拡大委員会に対する年次報告の中で、2015 年の運用開始に向けたタイムフレームを検討し約束するよう要請された。実施の予定及び実施状況の詳細はここで提供すること。

## II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め

### (1) みなみまぐろ漁業

(a) 過去 3 漁期について、各漁業種類 (例：許可商業はえ縄、許可商業まき網、許可商業用船船団、許可国内船団) ごとに、SBT を漁獲した船の隻数を記入すること。

漁期 (例： 2011/12)	漁業種類 1 (漁業種類名を記入)	漁業種類 2 (漁業種類名を記入)	漁業種類 3 (漁業種類名を記入)
	隻数	隻数	隻数

(b) 過去 3 漁期について、SBT 国別配分量、未消化配分量の繰越分、国別配分量から差し引かれる SBT 総漁獲量 (国別配分量に帰属する漁獲量) をトン数で記入すること。CCSBT メンバーによって、配分量から差し引かれる漁獲量の定義が多少異なるため、表の次に、国別配分量から差し引かれる漁獲量の定義を明確に記入すること。

漁期 (例： 2011/12)	国別 SBT 配分量 (トン) (繰越分を除く)	当該漁期に繰越された未消化の配分量 (トン)	国別配分に計上された SBT 漁獲量 (トン)						
			漁業種類 1 (漁業種類名を記入)		漁業種類 2 (漁業種類名を記入)		漁業種類 3 (漁業種類名を記入)		
			当該漁業種類向け国内配分量	配分量から差し引かれる実際の漁獲量	当該漁業種類向け国内配分量	配分量から差し引かれる実際の漁獲量	当該漁業種類向け国内配分量	配分量から差し引かれる実際の漁獲量	



<p>追加的な報告方法 (例: RTMP 等)</p>	<p>複数の報告方法がある場合 (例: 日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等) は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、追加的な報告の対象となる SBT 漁業の割合を示すこと。</li> <li>ii. 記録された情報 (SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む)。</li> <li>iii. 報告の提出先と提出元 (例: 船長、水産会社等) <sup>1</sup>。</li> <li>iv. 提出期間及び方法<sup>2</sup>。</li> <li>v. この情報に対して定期的に行った確認 (checking)、検証 (verification) 作業。</li> <li>vi. 適用される法令及び処罰。</li> <li>vii. その他関連する情報<sup>3</sup>。</li> </ul>																																							
<p>科学オブザーバー</p>	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 各漁業種類 (例: はえ縄、まき網、商業用船、国内船団) について、過去 3 漁期において、観察された SBT 漁獲量及び努力量の割合、並びにオブザーバーが実際に配乗された総日数。努力量の単位は、はえ縄は釣釣数、まき網は投網数、曳航は曳航回数とすること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="395 1048 1391 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁期 (例: 2011/12 )</th> <th colspan="3">漁業種類 1</th> <th colspan="3">漁業種類 2</th> <th colspan="3">漁業種類 3</th> </tr> <tr> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。</li> <li>iii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否か (オブザーバーカバー率を除く)。従ったものとなっていなかった場合は、その内容を記入すること。さらに、他国とのオブザーバー交換があったか否か。</li> <li>iv. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。</li> <li>v. オブザーバー報告書の提出先。</li> <li>vi. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。</li> <li>vii. その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)。</li> </ul>	漁期 (例: 2011/12 )	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3			観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																				
漁期 (例: 2011/12 )	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3																																	
	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																															
<p>VMS “ii”の事項は、 「CCSBT 漁船監視システムの創設</p>	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. CCSBT の VMS 決議に従う SBT 漁船に関して、義務付けされた VMS が運用されたか否か。運用されなかった場合は、非遵守の詳細、今後の改善計画を記入すること。</li> </ul>																																							

<p>に関する決議」上の要件となっている</p>	<p>ii. 直近に終了した漁期について、以下を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CCSBT 許可船舶リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS への報告が義務付けられたものの数。</li> <li>● CCSBT 許可船舶リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS に実際に報告したものの数。</li> <li>● VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった行動。</li> <li>● 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置（緯度及び経度）及び VMS が稼動していなかった期間を報告すること。</li> <li>● VMS が故障した場合の手作業による報告手続（例：「4 時間ごとに手動で位置報告を行う」）。</li> <li>● CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b)に基づいて調査が行われた場合、その詳細、並びにその後に取りられた行動及び現時点までの進捗状況を記入すること。</li> </ul> <p>iii. 適用される法令及び処罰。</p>
<p>洋上検査</p>	<p>記入事項</p> <p>i. 洋上検査のカバー率（例：検査された SBT 航海のパーセンテージ）。</p> <p>ii. その他関連する情報<sup>3</sup>。</p>
<p>その他（マストヘッドカメラの利用など）</p>	

(e) Report on the review of internal actions and measures taken in relation to the authorised vessel requirements provided at Attachment B, including any punitive and sanction actions taken. 別紙 B に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置（懲罰的及び制裁的行動を含む）にかかるレビューの結果を報告すること。

## (2) SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。
- iii. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画。



(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認 (validating) <sup>4</sup>、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報<sup>3</sup>。

### (3) SBT の転載（港及び洋上）

(a) 「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」に準じて、以下を報告すること。

i. 前漁期中に洋上及び港内において転載された SBT の数量。

漁期（例： 2011/12）	洋上転載された SBT 年間漁獲量の 割合	港で転載された SBT 年間漁獲量の 割合

ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLV のうち、前漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。

iii. 前漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

(b) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の転載港として指定されている外地港名及び指定外地港における規則、並びにそれ以外の外地港での転載禁止に関する規則。

ii. SBT 転載の要件となる寄港国検査（カバー率を含む）。

iii. 指定寄港国との情報共有。

iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認 (validating) <sup>4</sup>、回収するためのプロセス。

vi. 適用される法令及び処罰。

vii. その他関連する情報<sup>3</sup>。

(c) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに（CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え）SBT の転載数量を確認 (checking)・検証 (verifying) する方法。

ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。

<sup>4</sup> この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報<sup>3</sup>。

**(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）**

- (a) 国内産品として水揚げされた SBT 漁獲量の大きな割合を記入すること。
- (b) SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。
  - i. SBT 水揚げ指定港に関する規則。
  - ii. SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
  - iii. SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
  - iv. SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。
  - v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認 (validating) <sup>4</sup>・回収プロセス。
  - vi. 適用される法令及び処罰。
  - vii. その他関連する情報<sup>3</sup>。

**(5) SBT の輸出**

(a) 過去3 漁期について、漁期ごとに、各国・漁業主体に輸出された国産品の漁獲量、並びに国内に保持された SBT 国産品の推定漁獲量（国内漁獲量から総輸出量を差し引くことで推定可能）を示すこと（トン単位、小数点第1位まで）。

漁期 (例： 2011/12)	国内消費用に保持された推定数量 (国内漁獲量－輸出量)	SBT 輸出先							
		国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

- (b) SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものも含む）。以下の詳細も含めること。
  - i. SBT 輸出の要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
  - ii. SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
  - iii. SBT 輸出量の記録を監視するシステム。

- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（validating）<sup>4</sup>・回収プロセス。
- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報<sup>3</sup>。

## **(6) SBT の輸入**

(a) 過去3 漁期について、漁期ごとに、各国・漁業主体から輸入された SBT の総量を示すこと（トン単位、小数点第1 位まで）。

漁期 (例： 2011/12)	SBT 輸入先								
	国・漁業 主体 1	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴

- (b) SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。
- i. SBT 輸入指定港に関する規則。
  - ii. SBT 輸入の要件となる検査（カバー率を含む）。
  - iii. SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細
  - iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
  - v. 適用される法令及び処罰。
  - vi. その他関連する情報<sup>3</sup>。

## **(7) SBT の市場**

(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。

(b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び/又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。

(c) その他関連する情報<sup>3</sup>。

## **(8) その他**

関連するその他の MCS システムを説明すること。

### III. 追加の報告要件

#### (1) 実施している CDS 監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 に基づき、同決議パラグラフ 5.8<sup>5</sup>に従って実施した監査のカバー率及び種類、並びに遵守の程度を記入すること。

#### (2) 生態学的関連種

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
  - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
  - サメ類保存管理のための国際行動計画
  - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種<sup>6</sup>の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
  - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
  - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
  - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置
- iii. 以下の RFMO の要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
  - CCSBT<sup>8</sup>
  - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の要件
  - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の要件
  - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の要件

<sup>5</sup> CDS 決議パラグラフ 5.8 は、「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

<sup>6</sup> 海鳥、海亀及びサメを含む。

<sup>7</sup> これら RFMO の関連する措置は、[http://www.ccsbt.org/site/bycatch\\_mitigation.php](http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php) に掲載されている。

<sup>8</sup> CCSBT の現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及び ERSWG に提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

(b) 観察された ERS 相互作用の数（死亡も含める）を記載し、総死亡推定量を得るために使用したスケールリング（補正）方法を説明すること（可能な限り<sup>9</sup>、学名も含め種別に記載すること）。

	漁業種類1 (漁業種類名)		漁業種類2 (漁業種類名)	
<b>直近の暦年（年を記入）</b>				
総釣釣数（まき網は操業数）				
観察された釣釣数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				
<b>前暦年（年を記入）</b>				
総釣釣数（まき網は操業数）				
観察された釣釣数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				

(c) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(d) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. Describe the type of information that is collected on mitigation measures as part of compliance programmes for SBT vessels:  
SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置関連のに関する情報の種類を記入すること。

**(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）**

下表に、漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、国内用船、遊漁）ごとに、過去の SBT 漁獲量の最善の推定値（入手可能な重量及び数量）を記入すること。直近に終了した漁期の分も含めること。船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。はえ縄及び遊漁については、「保持 SBT」は船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」は海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」は蓄養いけすに活け込みされた SBT を含み、「非保持 SBT」は曳航中の死亡を含む。尾数は判明しているもののトン数が不明な場合は、尾数をブラケットで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。漁業種類によっては、この表で求めている情報がまだ得られていない場合もあり、不明な場合は「？」と記入すること。しかしながら、不明とするよりも推定値を記入するほうが好ましい。不確実性が高い推定値を記入した欄は薄灰色の影をつけること。推定手法は、表の後に説明すること。

<sup>9</sup> 特定の種に関する情報がある場合は、関連する海鳥、サメ及び/又は海亀の小項目の下に追加の行を挿入して記載すること。



## CCSBT 21 報告書

53. 表 1 の行動ポイントがメンバーにより合意された。表中、「外部」は非メンバーの漁獲量を示し、「内部」はメンバーの帰属漁獲量を示す。

表 1：国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の導入に関する行動ポイント

	外部	内部	ESC 作業計画
<b>2015</b>	<p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始する。</p> <p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手する。</p> <p>非メンバー国の漁獲量の推定に寄与するための大規模市場の市場分析を委託する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個々のメンバーによる、同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告</li> <li>2. メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-17漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。</li> <li>3. ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。</li> </ol>	<p>無報告死亡量に関する情報の照合及びOM「船団」に沿った当該情報の分類（ESC19報告書）</p>
<b>2016</b>	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p> <p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整について決定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な場合、ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するためのプロセスに関して合意するため、検討を継続する。</li> <li>2. 個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</li> </ol>	<p>ESCは、2018-2020年のTACを勧告するためにMPを走らせる予定である。</p>
<b>2017</b>	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p>	<p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、全面的な資源評価及び第一回目の公式MPレビューを行う予定である。</p>
<b>2018</b>		<p>帰属漁獲量の共通の定義の全面的な実施</p>	

**CCSBT Authorised Vessel Resolution****CCSBT 許可船舶決議**

The flag Members and Co-operating Non-members of the vessels on the record shall:

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) authorize their FVs to fish for SBT only if they are able to fulfill in respect of these vessels the requirements and responsibilities under the CCSBT Convention and its conservation and management measures;  
自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) take necessary measures to ensure that their FVs comply with all the relevant CCSBT conservation and management measures;  
自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) take necessary measures to ensure that their FVs on the CCSBT Record keep on board valid certificates of vessel registration and valid authorization to fish and/or tranship;  
CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) affirm that if those vessels have record of IUU fishing activities, the owners have provided sufficient evidence demonstrating that they will not conduct such activities any more;  
当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) ensure, to the extent possible under domestic law, that the owners and operators of their FVs on the CCSBT Record are not engaged in or associated with fishing activities for SBT conducted by FVs not entered into the CCSBT Record;  
CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) take necessary measures to ensure, to the extent possible under domestic law, that the owners of the FVs on the CCSBT Record are citizens or legal entities within the flag Members and Co-operating Non-members so that any control or punitive actions can be effectively taken against them.  
規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。